

令和5年5月19日

経営者保証に関するガイドラインへの当組合の取組について

1. 「経営者保証に関するガイドライン」について

当組合では、経営者保証につきましては、「経営者保証に関するガイドライン」を遵守して取り扱うこととしております。

「経営者保証に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)とは、経営者保証(中小企業の経営者等による個人保証)における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためのルールとして、「経営者保証に関するガイドライン研究会」(全国銀行協会及び日本商工会議所が共同で設置)が策定したものです。

2. ガイドラインへの当組合の取組

当組合は、ガイドラインが適用対象としている経営者保証を求める場合、保証契約が必要となる理由及び保証契約の変更・解除等の見直しの可能性について、保証人となるお客様に個別具体的な説明を実施いたします。お客様から既存の保証契約の見直しのお申し入れがあった場合、もしくは、保証人のお客様がガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合には、ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

3. ガイドラインに基づく取組の具体的内容

(1) 以下の5項目が将来にわたって充足すると見込まれるときは、法人(当組合に対して融資申込みのあった主債務者となるべきお客様をいいます。以下、同じ。)の経営状況や資金使途、返済計画等を総合的に考慮のうえ、その法人の経営者(当組合と保証契約を締結することにより保証人となる可能性のある代表者等の個人をいいます。以下、同じ。)による経営者保証の必要性について、検討いたします。

① 法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている。

着眼点

- 本社・工場・営業車等の営業用資産について、所有者は誰か。
- 本社・工場・営業車等の営業用資産の全部または一部を法人以外の者(経営者含む)が所有しているが、法人から適切な賃料が支払われている。

② 法人と経営者間の資金のやりとり(役員報酬・賞与・配当・オーナーへの貸付等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

着眼点

- 法人から経営者への資金の流れ(貸付金、未収入金、仮払金等)がないか。
- 経営者から法人への資金の流れ(借入金、未払金、仮受金等)がないか。

③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断できる。

着眼点

- 直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。
- 直近の決算期において債務超過でない。
- 当期純利益+減価償却費が年間返済額よりも大きい。
*表面財務ではなく実態財務で判断する。
- 主要な財務諸表が基準を大きく上回る。

④ 適時適切に財務情報が提供されている。

着眼点

- 決算書が定期的に提出され、当組合に対して試算表・資金繰り表等を随時提出することが可能である。(例：3カ月に1回の試算表の提出、借入の都度資金繰り表の作成・提出)
- 重大な事象(大口取引先の倒産など急激な財務内容の悪化)が発生した際において、経営者とコンタクトできることが可能な信頼関係を築いている。
- 経営者は、会計方針が適切であるかどうかについて、例えば、「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」等を活用し、会計処理の適切性向上に努めており、当組合がそれを確認できる。

⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

(2) 検討の結果、保証契約を締結させていただく場合、保証契約の必要性や変更・解除等の見直しの可能性などを保証人に具体的にご説明するとともに、形式的に保証金額を融資金額と同額とはせず、資産・収入の状況、融資金額等を踏まえて適切な保証金額を設定いたします。

(3) 万一の保証債務履行時には、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況を勘案したうえで履行の範囲を決定いたします。

(4) 保証人から保証契約の変更・解除のお申し出があった場合は、主に(1)①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応いたします。

(5) 事業継承時、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、主に(1)①～⑤に即して保証の必要性等を改めて検討いたします。

4. 経営者保証に関するガイドラインに係る取組状況(2022年度)

① 新規に無保証で融資した件数	32先	52件
② 保証契約を変更した件数	0先	0件

5. お問い合わせ窓口

七島信用組合 融資部

受付日：月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く)

受付時間：9時～17時

電話：04992-2-1661